

白樺南町内会 会 則

第 1 章 総 則

(名 称 及 び 事 務 所)

第 1 条 この会は、白樺南町内会(以下[本会]という)と称し事務所を白樺会館内に置く。

(目 的)

第 2 条 町内会は、自主的な実践活動を基本とすると共に、相互扶助の精神により明るく住み良い地域社会の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 会員の福利厚生、教養及び体力向上に関すること。
- 3 会員の生活・文化及び知識の向上に関すること。
- 4 高齢者の自立心及び相互信頼の向上に関すること。
- 5 資源物の収集物事業並びに生活環境及び美化に関すること。
- 6 防災、防犯の協力推進と防災施設等の整備に関すること。
- 7 児童・青少年の健全な育成と非行防止活動に関すること。
- 8 交通安全事故防止及び児童街頭指導に関すること。
- 9 町内のデジタル化推進に関すること。
- 10 町内の夏祭り・敬老会の二大事業の円滑な推進に関すること。
- 11 会員の慶弔、その他に関すること。
- 12 町内各施設の管理に関すること。
- 13 市及び他団体に対する協力に関すること。
- 14 その他、本会の目的達成のために必要と認める事項に関すること。

第 2 章 会 員

(構 成)

第 4 条 本会の会員は、白樺南町内に居住し、本会に入会を希望する世帯(以下「会員」という)をもって構成する。 なお、会員とは、配偶者及び一等親以内の同居家族をいう。

- 2 本会の脱会は、各区長に申し出て四役会の承認を得るものとする。

第 3 章 組 織

(会の構成)

第 5 条 本会に前3条の事業を円滑かつ、効率的徹底を図るため、区制を敷く。

(組 織)

第 6 条 本会の組織は「別紙第1」のとおりとする。

(業務の区分)

第 7 条 業務等の担任の細部は「別紙第2」のとおりとする。

第 4 章 役 員

(役員の定数)

第 8 条 本会は事業を円滑に推進するために、次の役員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 1名 |
| (3) 部 長 | 各1名 |
| (4) 副 部 長 | 若干名 |
| (5) 会 計 長 | 1名 |
| (6) 副 会 計 | 1名 |
| (7) 監 査 | 2名 |
| (8) 自主防災会長 | 1名 |
| (10) 区 長 | 各区1名 |
| 神社総代 | 1名 |

(役員の職務)

第 9 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長(総務部長)は、本会の事務を行う。
- (4) 各専門部の部長は、所掌業務の計画立案及び推進を行う。
- (5) 会計長は、本会の会計事務を行う。
- (6) 監査は、事業の執行状況及び会計を監査する。

- (7) 自主防災会長は、自主防災会を代表し、会務を統括する。
- (8) 神社総代は、市の祭事に寄与すると共に寄付金の集金等を行う。
- (9) 区長は、広報員等を兼務し区の代表として住民との連携を図るとともに町内会の事業を率先して遂行するものとし、主として次の業務を行う。
 - ア 町内会の伝達事項を区内に周知徹底する。
 - イ 文書の回覧は迅速、確実に行うように努める。
 - ウ 区内の住民世帯の移動・変更があった場合は、その都度会長に報告する。
 - エ 町内会費を徴収し、会計長に納付する。
 - オ 区内の慶弔に関すること。
 - カ 区長は、各種募金活動を積極的に行い地域福祉の向上に寄与する。

(役員の選出)

第10条 役員の(区長を除く)選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員の選考委員会を設置し、委員には区長及び会長の推薦する若干名とする。

なお、区長の互選で選考委員長を選任し、役員の選考にあたる。
- (2) 選考委員は選考された候補者の内諾を得、名簿を作成し総会に提出して承認を受ける。
- (3) 可能な限り人事の刷新を図り、町内活動の活性化に努める。

(役員の兼務)

第11条 広報主任は、総務部長をもって充てることを原則とする。

- 2 広報員は、区長が兼ねるものとし、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、会長・副会長・部長(副)・会計長(副)・監査・自主防災会長及び神社総代は二年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 役員の任期満了後、新たに役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- (2) 欠員により補選された役員の任期は、その前任者の在任期間とする。
- (3) 四役、名誉会長、顧問、自主防災会長及び監査委員・各部長・副部長の職にある者は、区長の職を兼務することを避けるものとする。

- 2 区長の役職は輪番制とし、その任期は、総会から総会までの一年とする。

ただし、区内の実情に合わせ変更する事が出来る。

(名誉会長及び顧問)

第13条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、役員会の決定に基づき会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の求めに応じて指導・助言する。

第 5 章 会 議

(会 議)

第14条 会議は、次とおりとする。

- (1) 総会は通常総会及び臨時総会
 - (2) 四役会
 - (3) 部長会
 - (4) 役員会
- 2 会議は、「別紙第3」をもって組織する。

(総 会)

第15条 会長は、事業年度毎回1回、総会を招集しなければならない。

- 2 会長は必要と認めたときは、部長会の意見を聞いて臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は、総会において出席者の中から選出する。
- 4 議長の選出を行うときは、事務局長(総務部長)が臨時の議長の職務を行う。

(総会の付議事項)

第16条 総会の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 会費に関すること。
- (5) 役員の選出及び決定に関すること。
- (6) その他本会の重要な運営に関すること。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上(委任状を含む)を以って成立する。

(議事の承認)

第18条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(監 査)

第19条 監査は定期監査と臨時監査とする。

- 2 会長は、原則として年度終了後、監査を受けなければならない。
- 3 決算は監査の意見を付して通常総会に監査報告し、その承認を得なければならない。

第 6 章 会 計

(会 計)

第20条 本会の会計は、一般会計と特別会計を置く。一般会計は、町内会活動全般の運営費について、特別会計は、白樺会館の修繕、防犯灯の管理及び災害等緊急事態対応について100万円を基準として定め運用する。

- 2 本会の予算は、会費・事業収入金・補助金・助成金・その他の寄付金をもってこれに充てる。
- 3 会員は会費を納入するものとする。
 - (1) 会費は一世帯(同居する二世帯の場合は、一世帯分の会費を徴収)当たり月額350円とする。ただし、二世帯であっても会員として自主的に支払いの意思のある世帯については、これを妨げない。
 - (2) 納付方法は、一括又は3ヶ月毎払いとする。ただし、支障のある場合はその限りではない。
 - (3) 転入、転出時の当月分は本人の意志に従う。
- 3 区長は会費を徴収の都度、領収証に捺印し、速やかに会計長に納入し、会計長は、領収書を発行する。区長はその領収証を保管する。
- 4 各部長は、行事ごとに領収証を添えて集計し、現金出納簿に記帳して会計長の収支決算を受ける。

(役員手当)

第21条 各役員には、年度末に役職手当として次の金額を支給する。ただし、支給金額は役員改選毎に見直しをする。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 会 長 | 30,000円 |
| (2) 副 会 長 | 15,000円 |
| (3) 会 計 長 | 15,000円 |
| (4) 総務部長 | 15,000円 |

- (5) 自主防災会長 15,000円
- (6) 部 長 10,000円
- (7) 副 部 長 5,000円
- (8) 区 長 3,000円

(9) 公職及び会長推薦公職の役員については、2,000円の手当を支給する。

(10) 上記以外の役員手当については、その都度、部長会で支給金額を決定する。

第 7 章 簿 冊

(備付簿冊)

第22条 総務部(事務局)

下記簿冊の保存期間は、3年とする。

- (1) 議事録
- (2) 備品台帳
- (3) 原議簿(発簡簿)
- (4) 来簡簿

2 会計関連

下記簿冊の保存期間は、5年とする。

- (1) 会費収納簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 科目別整理簿
- (4) 領収書(支出証明含む)

第 8 章 表 彰

(表 彰)

第23条 役員として6年以上の継続して活動した者、又は特別に会長が認めた者に対し表彰
することができる。

2 副賞(記念品)は、四役で審議する。

第 9 章 慶 弔

(弔慰金等)

第24条 会員が死亡・災害等があったとき、次のとおり弔慰金・見舞金を贈ることができる。

- 2 会員死亡のとき香料1万円とする。
- 3 災害等にあったときは部長会で決定する。

第 10 章 附 則

(自主防災会)

第25条 本会は、白樺南町内の住民により「白樺南自主防災会」を編成し、災害発生による被害の防止及び軽減を図る。

- 2 活動等の細部は、「規約」、「防災計画」のとおりとする。

(付属クラブ)

第26条 本会は、自主・自立的な活動を啓発するため次のクラブ等を支援することができる。

- (1) シニア・クラブ(会員は65歳以上)
 - (2) しらかば会(主にスポーツクラブ)
- 2 クラブ等は補助金を受けようとするときは、事前に事業計画等を事務局へ提出すること。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

(細 則)

第28条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

(付 則) 本則は平成21年1月1日から施行する。(全部改正)

- 2 平成23年1月26日に第21条5項の一部を改正し、同日より施行する。
- 3 平成29年1月22日に第22条2項(1)、第25条1項・2項、26条、27条の一部を改正し、新たに第28条を加え、同日より施行する。
- 4 平成31年1月20日に第3条の12項を削除。第12条の2項を改正し、同日より施行する。
- 5 令和4年1月23日に第8条、第9条、第20条、第21条を改正し、同日より施行する。
- 6 令和5年1月22日に第12条、第22条の一部を改正し、同日より施行する。
- 7 令和6年1月21日に第21条の一部を改正し、同日より施行する。
- 8 令和7年1月19日に第3条の一部を改正し、同日より施行する。